

企画委員会規程

昭和 60 年 5 月 15 日制定
平成 29 年 7 月 25 日改訂

(総 則)

第 1 条 本規程は、耐火物技術協会定款施行細則第 21 条に基づく企画委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 本委員会は、本会事業に関する企画に当たることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 委員会予算の編成に関する事項
- (3) 委員会相互の調整・運営に関する事項
- (4) 常任理事会・審議会に付議する事項
- (5) IT (Information Technology) を使った広報等に関わる
 - ①ホームページの企画に関する事項
 - ②ホームページの更新に関する事項
 - ③本会事業の IT 全般に関する事項
- (6) その他に関する事項

(構 成)

第 4 条 本委員会は、企画担当理事が委員長となり、委員長が推薦した副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 副委員長及び委員は会長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし重任を妨げない。なお委員の任期は、原則として 3 期をもって限度とする。

(分科会)

第 6 条 本委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2. 本委員会に、第 3 条 (5) に規定された IT 関連業務を行う IT 分科会を設置する。尚、IT 分科会に所属する委員は、原則として第 3 条 (5) ②ホームページの更新に関する事項のみを行う。
3. IT 分科会設置に伴い、IT 委員会を解散する。

(幹事会)

第 7 条 本委員会の運営を円滑にするため、委員会内に幹事会を置く。

2. 幹事会は、正・副委員長及び若干名の委員（在京者を主とする）をもって構成する。

(委員長協議会)

第 8 条 第 3 条 (3) の業務を円滑にするため、企画委員長は、必要に応じて各委員長を召集して会議を持つことができる。

(運営経費)

第 9 条 本委員会の運営に必要な経費は、本会会計から支出する。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、常任理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 7 月 25 日から実施する。（平成 29 年 7 月 25 日常任理事会決議）